

令和4年度 設楽町教育委員会 2月定例会

令和5年2月14日(火)総合教育会議終了後
設楽町議場棟 議場

次回案) 3月28日(火)：一部非公開

1 教育長報告

2 12月定例会 会議録の承認について

3 議事日程

日程第1 (議案第1号)

設楽町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

4 協議・連絡事項

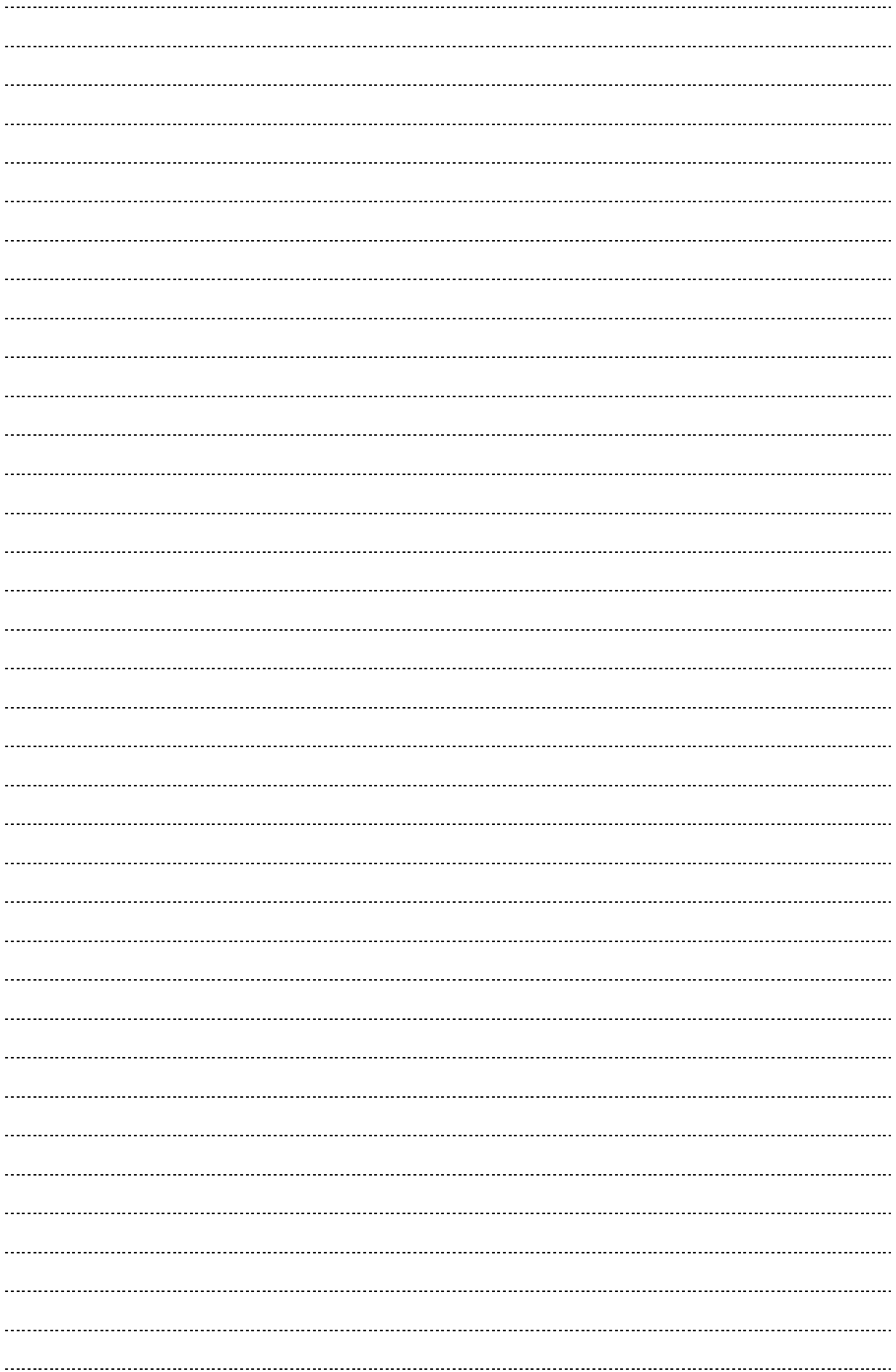
(1) 小中学校統合の進捗状況について 資料1

5 当面の行事予定について

- ・ 北設楽地方教育事務協議会(教育長、職務代理)
2月24日(金) 東栄町役場
- ・ 北設楽郡町村教育委員研修会(教育長、委員)
2月24日(金) 東栄町体験交流館のき山学校
- ・ 設楽ダム転流式(教育長)
2月25日(土) 奥三河総合センター
- ・ 町防災会議(教育長)
3月2日(木) 役場議場
- ・ 中学校卒業式(設楽中：教育長、津具中：村松委員)
3月7日(火) 各中学校

- ・ 小学校卒業式（教育長、委員）
3月20日(月) 各小学校
- ・ 教職員退職辞令交付式(教育長、職務代理)
3月31日(金) 設楽教育指導室
- ・ 小中学校教職員受入式（教育長、委員）
4月3日(月) 役場議場

6 その他



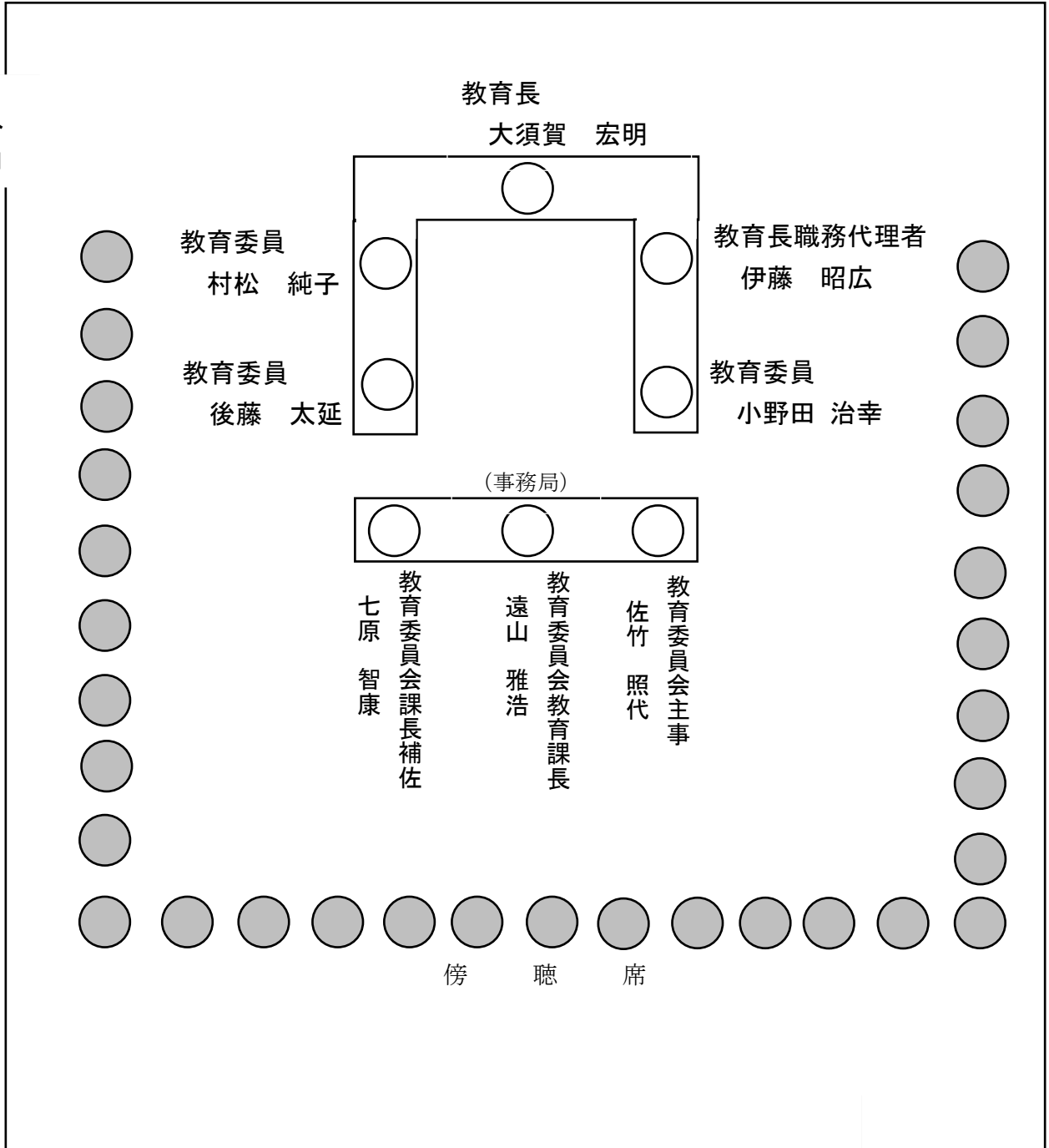
教育委員会定例会 配席図

日時 令和5年2月14日(火)

場所 設楽町役場 議場

↑ 役場棟

入口



入口

↓ 町民図書館

※ 傍聴人の参集状況によっては、配席を変更する場合があります。

※ 会議中は映像撮影を行いますのでご承知ください。

議案第 1 号

設楽町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

設楽町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

設楽町教育委員会教育長 大須賀宏明

説 明

- 必要不可欠なもの以外の個人情報の収集を控えることとし、傍聴の手続きについて、受付簿を廃止します。
- 障害を理由とした差別はあってはならないものであり、傍聴できない者について、「精神に異常があると認められる者」の項目を削除します。
- 帽子の着用は、服装の一部等の多様な考え方があるため、禁止行為について、「帽子をかぶること」の項目を削除します。

設楽町教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

設楽町教育委員会傍聴人規則(平成17年設楽町教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し」を削る。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

設楽町教育委員会傍聴人規則一部改正の理由等

○ 第 2 条（傍聴の手続き）

改正後	改正前
<p>会議を傍聴しようとする者は、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。</p> <p>個人情報収集する場合は、必要不可欠なもの以外は収集しないこととし、住民が気軽に会議を傍聴できるような環境を整えたいと考えます。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生が心配される状況等の場合は、任意により氏名・連絡先の記入をお願いしたいと考えます。</p>	<p>会議を傍聴しようとする者は、<u>自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し</u>、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。</p>

○ 第 3 条（傍聴できない者）

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>障害を理由とした差別については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」第 7 条第 1 項において「行政機関等は、その事務又は事業を行うにあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」と規定されていることをはじめ、設楽町総合計画に掲げる「支えあいと助けあいによる安心福祉のまちづくり」を進めていく上であってならないものと考えます。</p>	<p>精神に異常があると認められる者</p>

○ 第 5 条（禁止行為）

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>帽子着用については、①服装(嗜好)の一部である、②防寒対策としての効果がある、③帽子の着用が会議の妨げになるわけではない、と考えます。</p> <p>礼節の観点から屋内で帽子は着用しないという一般的な考え方はありますが、規則で禁止するよりも、傍聴人の社会的常識に委ねる方が望ましいと考えます。</p>	<p>帽子をかぶること。</p>

設楽町教育委員会傍聴人規則(平成17年設楽町教育委員会規則第3号)新旧対照表

改正後	改正前
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は_____、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴することができない。</p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、<u>自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し</u>、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。</p> <p>(傍聴できない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴することができない。</p> <p><u>(1) 精神に異状があると認められる者</u></p> <p><u>(2)</u> (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 帽子をかぶること。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>

設楽町教育委員会傍聴人規則 改正後

平成17年10月 1 日
教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第1条 この規則は、設楽町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育委員会教育長(以下「教育長」という。)において傍聴を不相当と認める者

(傍聴の制限)

第4条 教育長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等をする事。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) その他会議の妨害となるような挙動をすること。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(教育長の指示)

第7条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 月 日教委規則第 号)

この規則は、公布の日から施行する。

小中学校統合の進捗状況について

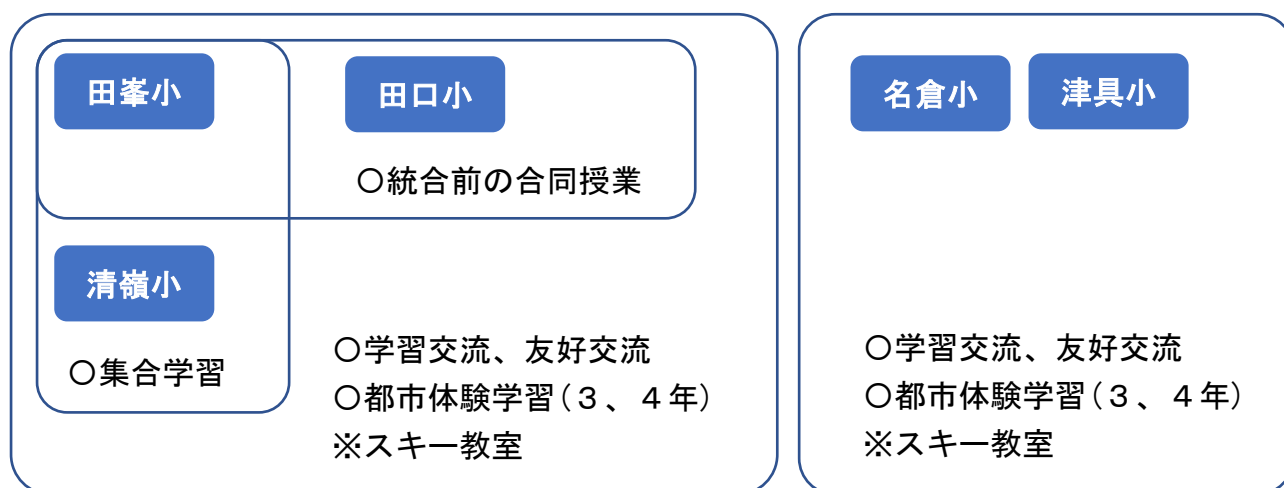
本資料は、主に児童生徒保護者等へ、小中学校統廃合に係る諸課題について、現時点の検討状況をお知らせするために、方針を作成したものです。

今後、本方針をもとに諸事務を進めていきますが、情勢の変化に柔軟に対応し、必要に応じて見直しをしていきます。

小学校間の交流事業の実施方針（案）

令和5年度

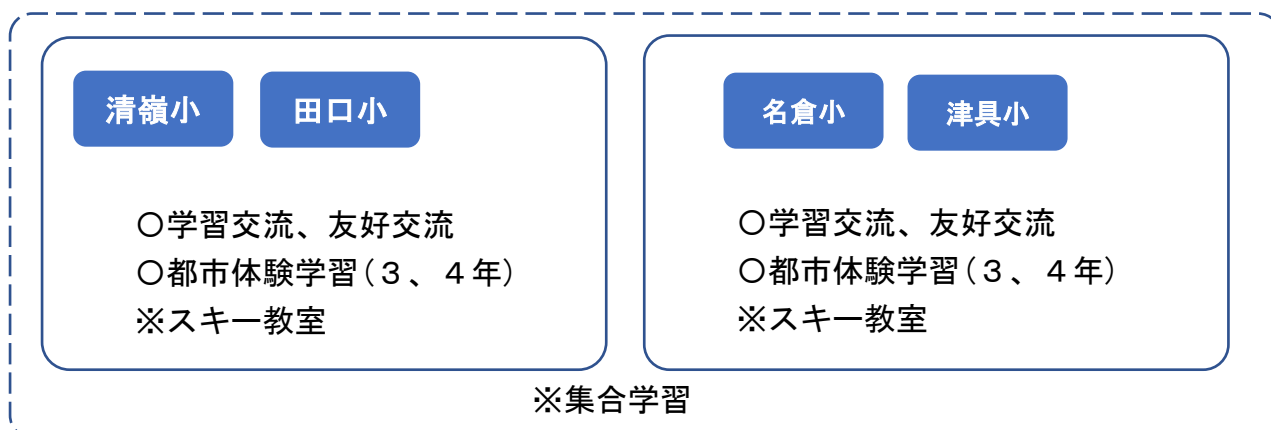
- ・ 統合対象校（田口小・田峯小）児童が円滑に統合を迎えられるように合同授業を実施します。
- ・ 学校規模（単式学級・複式学級）による授業進捗の差異を勘案しつつ、効果的な交流方策を検討していきます。



※スキー教室については、交流の効果（実技の中で交流の場面が設定できるかなど）を検討し、複数校での合同開催の是非を計画します。

令和6年度

- ・ 学校規模（単式学級・複式学級）による授業進捗の差異を勘案しつつ、効果的な交流方策を検討していきます。



※スキー教室については、交流の効果（実技の中で交流の場面が設定できるかなど）を検討し、複数校での合同開催の是非を計画します。

※集合学習については、（田口、清嶺）（名倉、津具）の組み合わせを軸に、4校合同の機会が設定できるか検討します。

令和5年度 設楽中学校・津具中学校交流事業の実施方針（案）

中学生は、多感な思春期にあり、学校統合に向けて不安を抱える生徒も想定されるため、次のとおり、積極的に交流事業を実施します。

- 学校祭、合唱発表等の行事について、互いに参観する機会を設けます。
 - ・ 学校祭、合唱発表会の際、希望者は相手校を参観できるようにします。
 - ・ 体育大会は同日開催のため、特徴的な種目を撮影し互いに見合えるようにします。

- 部活動について、関心のある部活動を体験する機会を設けます。
 - ・ 令和6年度4月に所属部を決めることを見越して、関心のある部活動を体験できる機会を設けます。
 - ・ 実施状況を考慮し、複数回実施します。（令和5年3月に第1回目を実施予定）

- 両校の生徒が交流する機会を設けます。
 - ・ 一緒に授業や活動をする機会を複数回設けます。
令和5年3月に第1回目を実施予定、令和5年度中に4回程度を予定
 - ・ 生徒会活動について、令和5年度中に一緒に活動したり、6年度の活動について話し合ったりする機会を設けます。
 - ・ オンラインでの交流も検討しています。

- P T A関係においても、合同の役員会を開催し、保護者間の交流と統合後のP T A活動について話し合う機会を設定する予定です。

中学校制服及び、小中学校ジャージ着用等の方針（案）

学校統合を起因とする保護者の経済的負担軽減を行うことを目的に、次のとおりの方針とします。

- 令和6年4月の中学校統合から、全中学生がブレザー型制服へ移行することとします。
 - ・ 統合時点の中学2、3年生全員に対して、令和6年3月を目途に、ブレザー型制服一式（ブレザー、スラックス又はスカート、尾錠、バッジ）を支給します。
 - ・ スカート、スラックス両方の着用を希望する生徒は、いずれか一方は自前で追加購入していただきます。
 - ・ 令和6年度・7年度は、移行期間として、詰襟・セーラー服型の着用も認めることとしますが、行事・式典等で服装を揃える場合は、ブレザー型制服を着用していただきます。

- ブレザー型制服の襟につける尾錠について、学年ごとに色を替えることで学校・学年の識別が容易にできるようにします。色・デザインの変更が容易なことから、学年ごとのオリジナルデザインへの変更要望に臨機応変に対応します。

- 令和6年4月時点の津具中学校出身の2、3年生に対して、設楽中学校指定のジャージ（長袖、長ズボン、半袖、半ズボン、ウインドブレーカー上下）を、令和6年3月を目途に、各1着支給します。
 - ・ 複数を希望する方は、自前で追加購入していただきます。
 - ・ 統合後の設楽中では、旧津具中学校ジャージの着用も認めることとしますが、体育祭等の行事で服装を揃える場合は、設楽中指定ジャージを着用していただきます。

- 令和6年4月時点の田峯小出身の2～6年生に対して、田口小指定の冬服ジャージ（長袖長ズボン）を、令和6年3月を目途に、各1着支給します。
 - ・ 複数を希望する方は、自前で追加購入をお願いします。
 - ・ 夏服ジャージ（半袖半ズボン）は、田口小と田峯小は同等品を使用していますので、町による支給は行いません。田峯小児童については、半袖の胸部分への田口小マークのプリント及び名前刺繍（希望による）について、町が費用負担します。

- 令和6年4月統合時点の新入生児童生徒保護者におかれては、従前どおり、町入学祝金等を活用し、自前で制服等を購入していただきます。

令和6年度 スクールバス運行計画の方針（案）

- 遠距離通学児童生徒の安全の確保等の便宜を図るため、児童生徒の在籍状況及びスクールバス利用可能台数を勘案しつつ、路線ごとの起点時刻の差異が少なくなるよう、単年度ごとに調整します。

- 津具地区の中学生については、スクールバスにて通学します。
 - ・ 豊鉄バス津具線の利用については、中学校の平日及び休日（部活動等）の登下校時間との兼ね合いが難しいため、常時利用を見送ります。

- 三都橋・豊邦地区の児童生徒について、町営バスからスクールバスへ変更します。
 - ・ スクールバスとすることで、路線内のバス停数が減ることで、通学時間を短縮させます。

- 町内小中学校の通学バスについて、全路線がスクールバスとなることで、臨機応変な学校運営に寄与します。
 - ・ 荒天が予想される場合の早期下校を容易にします。
 - ・ 町内の校外学習時などについて、実施場所への移送が容易になります。

- 深刻な運転手不足が続いており、安定的に児童生徒の移送できるようにするため、バス路線数の統合を図ります。
 - ・ 田峯地区と小塩地区を同一路線とします。ただし、今後、運転手不足が解消される状況になった場合は、児童生徒保護者等のご意見を踏まえ、路線の再検討をします。
 - ・ 平山地区と小松・長江地区を同一路線とします。ただし、今後、運転手不足が解消される状況になった場合は、児童生徒保護者等のご意見を踏まえ、路線の再検討をします。

小中学校のバス通学について(2月14日時点想定)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
田口小学校				R5平山地区 児童入学 R6裏谷地区 児童入学 R6田峯小と 学校統合
清嶺小学校				R6スクールバス へ移行
田峯小学校				R6田口小と 学校統合
名倉小学校				
津具小学校				
設楽中学校				R5小学生 入学による R6スクールバス へ移行 R5中学生 卒業による R6津具中と 学校統合
津具中学校				R6設楽中と 学校統合

バス台数

スクールバス 5台
町営バス 1台

スクールバス 5台
町営バス 1台

スクールバス 6台

令和6年度時点 スクールバス別の時刻表等(2月14日時点想定)

	利用者数			想定バス		起点時刻	終点時刻 学校到着時刻
	小学生 利用者数	中学生 利用者数	計	利用者定員	車名		
スクールバス平山長江線	6	2	8	13	トヨタ ハイエース	7:20前後	7:55
スクールバス裏谷線	1	0	1	7	スズキ エスクード	7:05前後	7:55
スクールバス田峯小塩線	5	7	12	14	トヨタ ハイエース	7:12前後	7:55
スクールバス名倉線	0	16	16	28	三菱 ローザ	7:23前後	7:55
スクールバス三都橋豊邦線	4	9	13	14	(R5購入)	7:20前後	7:55
スクールバス津具線	0	13	13	28	(R5購入)	7:19前後	7:55

※ 時刻については、現時点の想定です。今後、各校の始業時間等の見直しがあった場合については変更します。

令和6年度 田口小学校に係る学用品の選定方針（案）

	品名	説明	概算金額	購入先	備考
1	体操服（半袖指定）	青色、男女兼用	上下5,000円	伊藤呉服店、 山田屋	田峯小児童は、新たに田口小マークを印字する。（費用：町負担）
2	体操服（長袖指定）	青色、男女兼用 必ずしも購入しなければならないわけではないが、体育時には体操服を着用する	上下8,000円	伊藤呉服店、 山田屋	田峯小児童へR6年3月に町から1着支給
3	給食エプロン	割烹着・三角巾・給食用マスク（布・不織布可）	2,500円	伊藤呉服店、 山田屋	田峯小児童は学校備品の譲渡を受け、継続使用
4	赤白帽子	ゴムのついた一般的なもの。	300円		
5	水着	紺・黒色（スクール水着） ラッシュガードは要相談 *ジェンダー・アレルギー対応のため	2,000円～		
6	水泳帽	学年により色指定あり	300円		田峯小児童は、水泳帽のサイズを変える時に学年色に合わせる
7	上履き	指定なし（体育館使用時には、体育館シューズにはきかえる）			田峯小児童は、上履きと体育館シューズを別に用意する。
8	体育館シューズ	スリッパタイプ不可、紐靴は、紐が自分でしばれるようになってから（中学年以降）			
9	置き靴	指定なし 1・2年生（3・4年はあると便利） 教室から直接低学年広場・運動場に出やすい			田峯小児童は、田口小の例にならって用意する。
10	置き傘	指定なし			田峯小児童は学校備品の譲渡を受け、継続使用
11	裁縫道具	5年生より使用（4年2学期に注文をとる） ※4年生2学期に2校とも同業者利用のため、連絡を取り合い注文する	4,000円程度	松屋書店	両校同一のものを使用
12	鍵盤ハーモニカ	新1年生入学時に購入 3年生以降はあまり使用しないので、兄弟使用可（その場合はふき口を購入）	本体5,400円 吹き口300～400円	イワマ楽器	両校同一のものを使用
13	絵の具セット	2年生より使用 （1年2学期に注文をとるが、特に指定はないので、個人購入で）	2,500円		田峯小児童は、清嶺保育園卒園記念品として贈呈されている。

14	生活科ボード	中、高学年でも所有。校外学習等で使用。	650円		田口宝保育園、清嶺保育園の卒園記念品として贈呈されている。
15	お道具箱	児童用机の収納スペースに入る大きさ。	650円		田口宝保育園、清嶺保育園の卒園記念品として贈呈されている。
16	防犯ブザーまたは、ホイッスル	ランドセルに着用 入学時にいただける		入学記念品	
17	ランドセルカバー	1～2年は黄色指定 3～6年は児童が選択		設楽町支給	
18	通学帽	1年生町より支給された黄色帽, 2年生以上は自由			
19	算数ボックス	1～3年生 算数使用時に必要 個人購入 ※田峯小児童は, 田峯小のを持ってくる。	2,900円	トッピ堂	田峯小児童は学校備品の譲渡を受け、継続使用
20	リコーダー	3年生より使用 (2年3学期に注文をとる)	2,000円	イワマ楽器	両校同一のものを使用
21	習字道具	3年生より使用 (2年2学期に注文をとるが, 特に指定はないので, 個人購入で)	4,000円		

中学校統合に係る学用品の選定方針（案） ※令和6年度4月時点の2，3年生用

	品名	中学 の別	令和4年度、令和5年度			令和6年度（予定）	
			説明（概要、必要学年）	概算金額	購入先	設楽中	備考
1	上履き（指定）	設楽	白地	2,000円程度	伊藤呉服店、山田屋、山口屋	○	
		津具	白地	2,000円程度	マルユウ	○	
2	体操服 冬服上下	設楽	指定品	13,000円程度	伊藤呉服店、山田屋、山口屋	○	R5末に津具中生へは設楽中指定品を支給
		津具	指定品	8,000円程度	マルユウ	○	
3	体操服 夏服上下	設楽	指定品	8,000円程度	伊藤呉服店、山田屋、山口屋	○	R5末に津具中生へは設楽中指定品を支給
		津具	指定品	8,000円程度	マルユウ	○	
4	ウインドブレーカー	設楽	指定品	15,000円程度	伊藤呉服店、山田屋、山口屋	○	R5末に津具中生へは設楽中指定品を支給
		津具	指定品	14,000円程度	マルユウ	○	
5	名札（指定）	設楽	入学時購入	610円	学校で一括購入（早川太陽堂）		今後検討
		津具	入学時購入	610円	学校で一括購入（早川太陽堂）		
6	生徒手帳	設楽	毎年4月に購入	187円	学校で一括購入		今後検討
		津具	購入しない				
7	体育館シューズ	設楽	学年色	4,000円程度		○	
		津具	学年色	4,000円程度	マルユウ	○	
8	白帽子	設楽	体育、駅伝練習時使用		学校斡旋	○	
		津具	体育、駅伝練習時使用		学校斡旋	○	
9	部活動関係	設楽	野球（ユニフォーム、帽子、ソックス等）☆グローブ、バット、スパイク等は除く。	15,000円程度	学校斡旋	○	
		設楽	ソフトテニス（ユニフォーム、ゼッケン）☆ラケット、シューズ等は除く。	11,000円程度	学校斡旋	○	
		津具	ソフトテニス（ユニフォーム、ゼッケン）☆ラケット、シューズ等は除く。	11,000円程度	学校斡旋	○	
		設楽	卓球（ユニフォーム、ゼッケン）☆ラケット、シューズ等は除く。	12,000円程度	学校斡旋	○	
		津具	県道（胴着、垂、竹刀、手ぬぐい）☆防具は除く。	15,000円程度	学校斡旋	○	

◇ 体操服・ウインドブレーカー

R5・・・それぞれの学校の指定品を着用する

R6、7・・・旧津具中生徒については旧津具指定品の着用を認めるが、運動会等の行事で、全体でそろえた方が良い時は、設楽中指定品の着用とする。

R8以降・・・設楽中指定品に統一する。

◇ 部活動のユニフォーム

R6、7・・・統一しない。（ゼッケンは設楽中のものを購入）

R8以降・・・設楽中指定ユニフォームに統一する。

☆ 授業で使用するノート等については教科ごとに対応。

中学校の部活動方針（案）

1 概要

種目	部員数	指導者		活動場所	大会出場	活動時期
		教員	教員外			
野球 : 男子	14～18 人	3 人		中学校グラウンド	団体(9 名以上)	通年(3 年生は 7 月引退)
ソフトテニス : 男子	11～15 人	3 人	1 人	ふれあい広場コート	団体(6 名以上)、個人	通年(3 年生は 7 月引退)
ソフトテニス : 女子	24～28 人	3 人				
剣道 : 男子	6～10 人	3 人	若干名	中学校体育館	団体(3 名以上)、個人	通年(3 年生は 7 月引退)
剣道 : 女子	0～ 2 人					
卓球 : 女子	17～20 人	3 人		中学校武道場	団体(6 名以上)、個人	通年(3 年生は 7 月引退)
駅伝 : 男女	82 人	14 人		中学校グラウンド	郡 : 団体、個人 東三河 : 団体(部員の希望による)	8 月下旬～10 月上旬

2 課題等

- ・ 教員の長時間労働が社会問題となっており、本来の勤務時間(8:00～16:30)を踏まえて学校が円滑に運営されるようにしなければならない。教員が、勤務時間内に、学習指導・生徒指導・校務等の任務を終えることができるよう、部活動等の見直しが必要となっている。
 - ア 平日の部活動時間を短縮する必要がある。(現行 16:00～17:40)
 - イ 部活動休養日を確実に設定する。(現行 平日: 2 日原則月曜・木曜、土日: 1 日原則日曜)
 - ウ 輪番により、担当教員が指導する。
 - エ 町体育協会加盟団体、競技経験者等と連携するなど、地域の協力(地域移行)を得られるよう検討していく。
- ・ 野球について、単独で出場できない場合は、他の部活動部員を臨時に募る、または東栄中との合同チーム出場を検討していく。
- ・ 剣道について、剣友会の協力を得つつ、部活動の地域移行のモデルケースとして、活動場所も含めて検討していく。
- ・ 学校統合時点の 2, 3 年生については、それぞれの旧中学校から新たな種目加わるため、希望により種目変更ができるようにする。
- ・ 生徒数について、R6 は 82 人、R16 は 38 人(▲44 人)と推計される。生徒数の減少を見据えた部活動の在り方について早い段階で決めておく必要がある。

田峯小学校閉校記念事業実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会の名称を「田峯小学校閉校記念事業実行委員会」とする。

(目的)

第2条 本会は、田峯小学校が、令和6年3月31日をもち創立以来の歴史を閉じるに当たり、田峯小学校の輝く伝統を後世に残すとともに、地区住民及び関係者の愛着の気持ちを深め顕彰することを目的とした事業に取り組む。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 田峯小学校閉校記念誌の制作、発行及び配付
- (2) 田峯小学校閉校に係るお別れ会の企画及び運営

(事務局)

第4条 この会の事務局を以下に置く。

〒441-2221 愛知県北設楽郡設楽町田峯字下畑9番地
設楽町立田峯小学校内

(会員)

第5条 田峯地区住民及び田峯小学校と関係がある者で、本会の事業に賛同することを参加の条件とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、事務局へ申請するものとする。

(役員)

第7条 本会に別表に定める役員を置く。

- 2 委員長は、田峯区長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(任期)

第8条 役員任期は、令和6年3月31日までとする。

(運営)

第9条 おおむね年6回程度の会議を開催する。会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

(会計)

第10条 設楽町教育委員会から本業務に係る交付金、その他の収入をもって、これを運営費用として充てるものとする。

(会計期間)

第11条

本会の会計は、令和4年10月13日から事業終了までとする。

(規約改正)

第12条 この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員長が定める。

別表

役 職
委員長
副委員長
相談役
記念誌事業部 部長
記念誌事業部 副部長
記念式典事業部 部長
記念式典事業部 副部長
事務局長
事務局 庶務
事務局 会計

附 則

この規約は、令和4年10月13日から施行する。

※ 役員（令和4年10月13日承認）

役 職	氏 名	備 考
委員長	後藤 峯樹	田峯区長
副委員長	竹下 福芳	田峯小学校 P T A
副委員長	本田 保江	田峯クラブ
副委員長	熊谷 浩一	谷高座
相談役	熊谷 勝	茶業組合
記念式典事業部 部長	七原 明郎	田峯区副区長
記念式典事業部 副部長	竹下 貞之	
記念誌事業部 部長	原田 利一	田峯区庶務
記念誌事業部 副部長	加藤 弘文	町議会議員
記念誌事業部 副部長	村松 敦雄	田峯小学校 校長
事務局長	村松 敦雄	田峯小学校 校長
事務局 庶務	伊藤 真	田峯小学校 教頭
事務局 会計	七原 智康	町教育委員会 課長補佐

閉校記念式典事業

部長	七原明郎	(再掲)
副部長	竹下貞之	(再掲)
部員	安藤延弘	区役員
部員	後藤英利	段嶺郵便局長
部員	熊谷浩一	(再掲)
部員	熊谷清美	田峯クラブ
部員	丸山光世	田峯クラブ

閉校記念誌事業

部長	原田 利一	(再掲)
副部長	加藤 弘文	(再掲)
副部長	村松 敦雄	(再掲)
部員	丸山 茂久	区役員
部員	後藤 忠利	環境保全会
部員	竹下 工	スクールガード
部員	加藤 博俊	ふるさと学習（自然の先生）
部員	小川 宏樹	谷高座
部員	竹下 福芳	(再掲)
部員	小野田 治幸	P T A会長
部員	本田 保江	(再掲)
部員	後藤 京子	田峯クラブ
部員	羽谷 茂子	田峯クラブ
部員	後藤 俊子	

津具中学校閉校記念事業実行委員会 規約

(名称)

第1条 本会の名称を「津具中学校閉校記念事業実行委員会」とする。

(目的)

第2条 本会は、津具中学校が、令和6年3月31日をもち創立以来の歴史を閉じるに当たり、津具中学校の輝く伝統を後世に残すとともに、地区住民及び関係者の愛着の気持ちを深め顕彰することを目的とした事業に取り組む。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 津具中学校閉校記念誌の制作、発行及び配付
- (2) 津具中学校閉校に係る閉校式及びお別れ会の企画及び運営

(事務局)

第4条 この会の事務局を以下に置く。

〒441-2601 愛知県北設楽郡設楽町津具字見出 29 番地
設楽町立津具中学校内

(会員)

第5条 津具地区住民及び津具中学校と関係がある者で、本会の事業に賛同することを参加の条件とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする場合は、事務局へ申請するものとする。

(役員)

第7条 本会に別表に定める役員を置く。

- 2 委員長は、津具地区区長の代表をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。

(任期)

第8条 役員任期は、令和6年7月31日までとする。

(運営)

第9条 おおむね年6回程度の会議を開催する。会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

(会計)

第 10 条 設楽町教育委員会から本業務に係る交付金、その他の収入をもって、これを運営費用として充てるものとする。

(会計期間)

第 11 条

本会の会計は、令和 5 年 1 月 30 日から事業終了までとする。

(規約改正)

第 12 条 この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、その他必要な事項は、委員長が定める。

別表

役 職
委員長
副委員長
記念誌作成部会 部会長
記念誌作成部会 副部会長
記念式典部会 部会長
記念式典部会 副部会長
校長
教頭
事務局 庶務
事務局 会計

附 則

この規約は、令和 5 年 1 月 30 日から施行する。

※ 津具中学校閉校記念事業実行委員会（令和5年1月30日承認）

役 職		氏 名	備 考
実行委員長		高井 公夫	6 区区長
副委員長		村松 太	5 区区長
事務局 庶務		大須賀 宏明	教育長
事務局 会計		遠山 雅浩	教育課長
記念誌作成部会	部会長	依田 忠士	
	副部会長	村松 一徳	
	部員	多田 桂	校長
		村松 睦根	教頭
		村松 浩文	町職員
		村松 一	町職員
		今泉 宏	町職員
		加藤 志歩	町職員
		村松 尚人	町職員
		園原 佳子	町職員
記念式典部会	部会長	村松 一志	
	副部会長	村松 純次	議会議員
	部員	佐々木 裕也	P T A 副会長
		佐々木 智則	町職員
		伊藤 健治	町職員
		米倉 和彦	町職員
		伊藤 良朗	町職員
		伊藤 康一郎	町職員
園原 真	町職員		

保護者からの質問・意見に対する回答

保護者からの質問・意見	教育委員会事務局回答
そもそも設楽中学校の事をよく知らないので、学校統合前から、こまめに公開してほしいと思います。	統合前の交流事業の推進、統合だよりの発行、により円滑な学校統合を目指します。
統合前に、生徒だけでなく、保護者にも、一度交流機会（自由参加）を作っていただきたいです。	PTA 関係においても、合同の役員会の開催など保護者間の交流と統合後の PTA 活動について話し合う機会を設定する予定です。（資料 2 ページ）
部活動について、令和 5 年度から交流して、設楽中と津具中が部活動を一緒にできないか。	部活動について、関心のある部活動を体験する機会を設けます。（資料 2 ページ）
中学校の部活動について、統合されたら、津具中の 3 年生は、経験のない部活に参加することになりますか。できれば剣道を継続させたい。	生徒の希望により種目変更ができるようにします。 剣道部については継続します。（資料 10 ページ）
制服について、令和 6 年度に中 2、中 3 になる子全員配付とあるが、希望者だけにしてはどうか。大変な予算を使うし、その分、他のことに使えないか。希望しない子供・世帯もあるかと思う。	制服支給を辞退される方については、その意思を尊重します。制服支給のための採寸等の機会に、保護者に対して辞退確認を行うようにします。
一度、令和 6 年度に中 1、中 2、中 3 になる学年を対象に説明会をしたらどうか。各地域で、統合に対する考え方も違うため、それぞれの意見が、また聞きとなってしまうため。	学校統合に関する質問・ご意見がありましたら、随時、町教育委員会へご連絡ください。 学校統合に関する諸課題に対しては保護者の方々の間でも多様な意見があると存じていますが、教育委員会が責任をもって、保護者、地域住民、学校、関係機関等と調整を図り課題解決を図りたいと考えます。
学用品の統一について、現在使われている、設楽中と津具中の学用品について、一年しか使わない物の購入を避けたく、一覧が欲しい。	現時点の想定される学用品一覧について、整理しましたので、ご参考にしてください。（資料 7～9 ページ）

<p>令和6年4月の統合に向けて検討とあるが、あと3か月もしたら中学生になる家庭は不安しかないです。</p>	<p>学校統合に向けて、積極的な情報発信、交流事業の推進に努めて、不安を解消できればと考えます。</p>
<p>集団生活(クラスに30人以上)の経験が出来ないまま大人になります。ここに住む以上仕方がないことですが、人数が多くなる方向に少しでもなるなら、そちらを希望します。</p>	<p>学校規模適正化については、ご意見と同様に、文科省の手引きにおいても一定規模化の推進について検討するよう記載していますが、反面、少人数教育を希望する等の多様な意見があります。</p> <p>今後も、児童生徒数の減少が見込まれますので、引き続き、児童生徒の健全育成を第一に、検討をしていきます。</p>
<p>スクールバスは、学校のどの辺りで降りるのか？ 子供が、無理せずに登校できれば良い。 通学の手段、スクールバスの運行はありますか。</p>	<p>令和6年度からは、長距離通学の児童生徒は、全員スクールバスとします。 学校の乗降場所は、校内を想定しています。(資料4～6ページ)</p>

※2月上旬に、保護者から質問等がありました事項について、整理しました。